

# さ さ え

## 浅田達雄さんを支援する会

第77号

発行日：2017年11月28日

発行責任者：吉野 一 正

カンパ振込口座

ゆうちょ口座：記号 15470

番号 17910371

口座名：浅田達雄さんを支援する会  
(ATM利用は手数料無料)

振替口座：01240-8-3168

口座名：障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会(通信欄に「浅田訴訟」と明記のこと)

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11 みんなの会館  
【事務局】 障岡連事務局内 浅田達雄さんを支援する会  
TEL/FAX (086) 254-5866 (通話は金曜日 13:30~)

浅田訴訟 支援者・支援団体のみなさん、いよいよ結審です。

浅田さんは、2013年2月13日に自宅に岡山市から届けられた「死ぬ」に等しい非人間的で理不尽な処分を受け、生存権、平等権、人間の尊厳が侵害されたことに、怒りと悲しみを持って立ちあがり、同年9月19日に提訴しました。処分を受けた日から4年と10カ月、提訴から4年と3か月、浅田さんは、県内はもちろん全国の仲間や支援者に支えられ、20回の口頭弁論を経て、いよいよ結審を迎えます。

この間、岡山市の処分の不当性を憲法25条、14条違反と訴え、また、被告岡山市の言い分を弁護団の力でことごとく論破してきました。しかし、被告岡山市は土壇場で、処分の取り消し猶予期間が過ぎたと開き直りました。浅田さんの処分を取消し、処分日に遡って新たな給付通知をだしたから裁判は必要ないというのです。行政が権力的に福祉の受給権を奪い、浅田さんに「死の恐怖」に晒した犯罪的な処分に裁判が、必要ないと浅田さんの裁判を受ける権利も否定することを言い出しました。

こうした被告岡山市の処分の不当性を浮き彫りにしてきた口頭弁論も今回21回で結審となります。

選挙後の安倍内閣の介護・福祉に関する予算案は極めて厳しい削減計画が進む中、浅田訴訟は介護・福祉の防波堤の一つとして何としても勝利が求められています。

一審判決前の最終口頭弁論(結審)は、あと1週間あまりです。ぜひ、傍聴席を一杯にさせていただきたく、ご案内致します。

## 第21回口頭弁論(結審)のご案内

### 12月6日(水)14:00~15:00

1. 集合：13:35 岡山地裁庁舎内北口付近
2. 行進：13:35~45 入廷行進(裁判所東側)
3. 入廷：13:45~第202号法廷入廷

傍聴申込み：12月4日までに(すでに県外から10人が申込み済)

4. 陳述：14:00 開廷→終了後報告集会(15時前後~)  
(きらめきプラザ7階705室)

浅田さんは最後の陳述を行います。

## 署名集約：最後、12月4日必着でお願い！

個人も団体も手元にある署名をかき集めて事務局に送付ください！

ネット署名 2000筆まであと210筆、

署名目標 2万筆まであと2,039筆です。